

．産業廃棄物の排出・処理状況について

1．調査方法

(1) 調査対象

調査対象 47都道府県

対象業種 「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）/総務省」をもとに抽出した産業廃棄物の排出が想定される大分類16業種

対象廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物19種類

(2) データの集計、解析

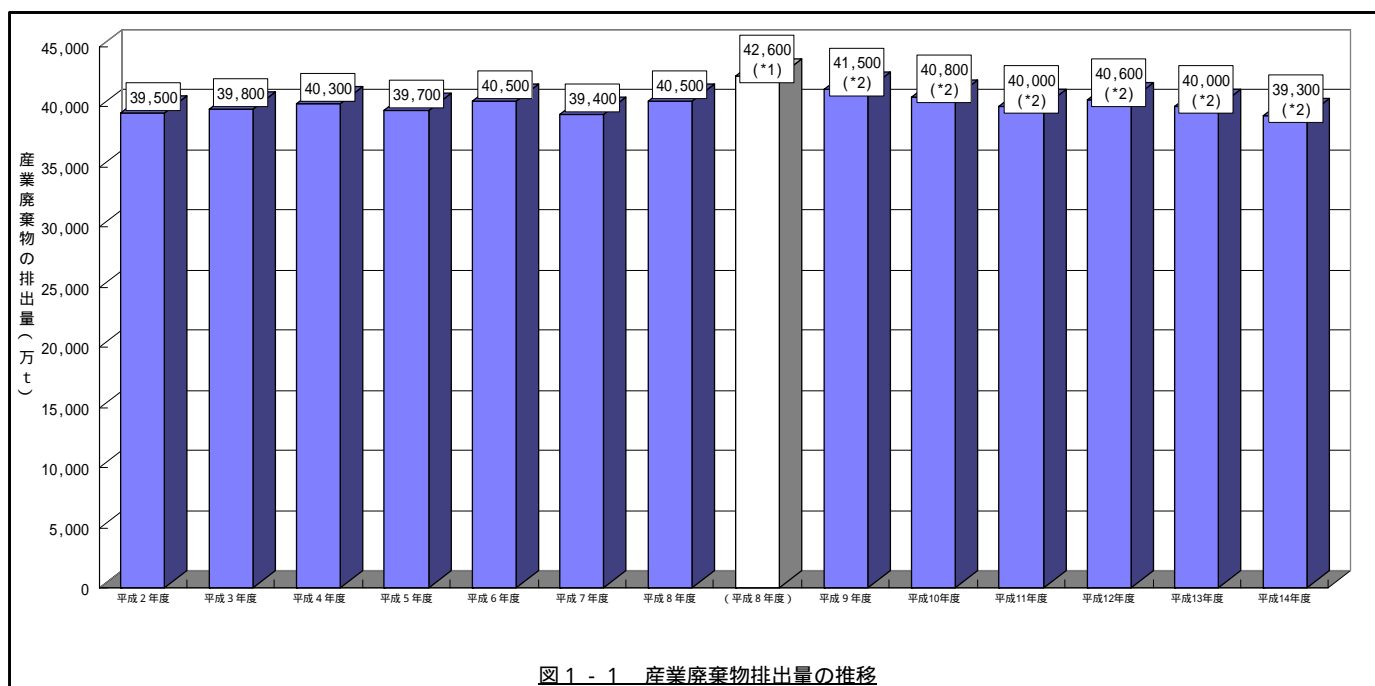
都道府県から環境省に報告されたデータをもとに、調査年度や未調査業種等について産業活動指標を用いて補正した。

2．調査結果の概要

(1) 産業廃棄物の排出状況

全国総排出量

平成14年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約3億9,300万トンとなっており、おおむね横ばいで推移しているが、平成8年度以降やや減少傾向がみられる（図1-1参照）。



(*1) ダイオキシン対策基本方針（ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、政府が平成22年度を目標年度として設定した

「廃棄物の減量化の目標量」（平成11年9月28日政府決定）における平成8年度の排出量を示す。

(*2)平成9年度以降の排出量は*1と同様の算出条件を用いて算出している。

業種別排出量

産業廃棄物の排出量を業種別にみると、排出量の多いものから、農業が約9,015万トン(全体の22.9%)、電気・ガス・熱供給・水道業(下水道業を含む)が約8,974万トン(同22.8%)、建設業が約7,351万トン(同18.7%)、パルプ・紙・紙加工品製造業が約3,040万トン(同7.7%)、鉄鋼業が約2,650万トン(同6.7%)、化学工業が約1,679万トン(同4.3%)となっており、この6業種で約8割を占めている(図1-2、表1-1参照)。

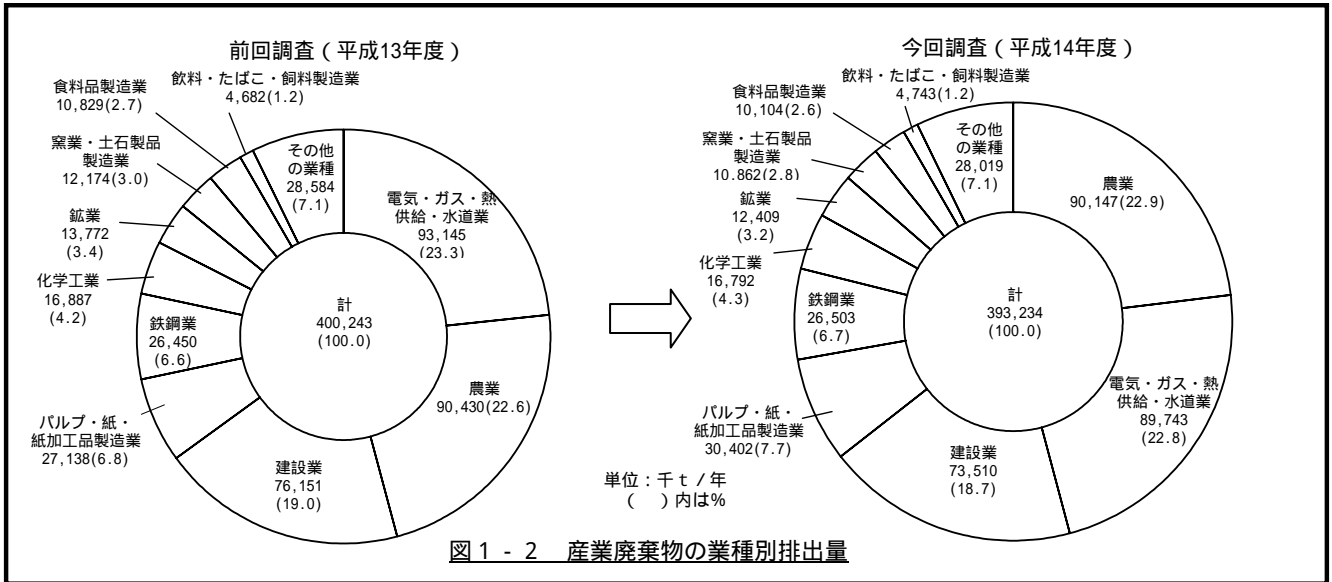


図1-2 産業廃棄物の業種別排出量

種類別排出量

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥の排出量が最も多く、約1億8,244万トン(全体の46.4%)であり、次いで、動物のふん尿が約8,980万トン(同22.8%)、がれき類が約5,536万トン(同14.1%)となっており、この3種類で全排出量の約8割を占めている(図1-3、表1-2参照)。

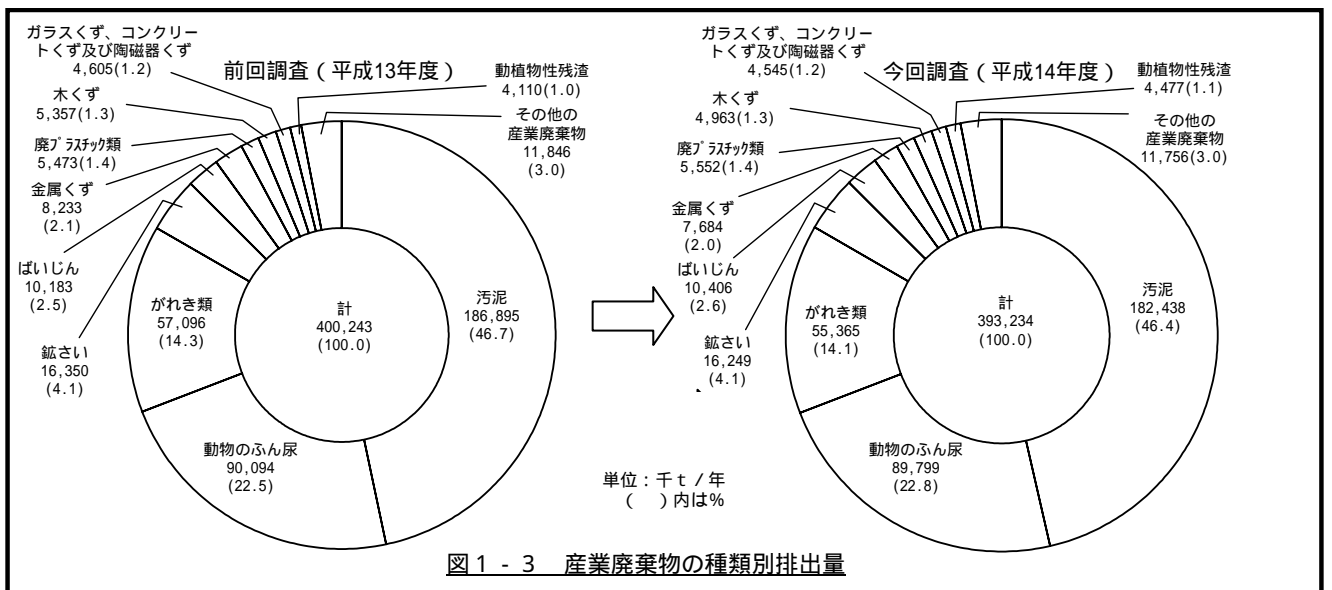


図1-3 産業廃棄物の種類別排出量

地域別排出量

産業廃棄物の排出量を地域別にみると、関東地方の排出量が最も多く、約1億656万トン（全体の27.1％）であり、次いで、中部地方の約5,948万トン（同15.1％）、九州地方の約5,188万トン（同13.2％）、近畿地方の約5,187万トン（同13.2％）の順になっている（図1-4参照）。

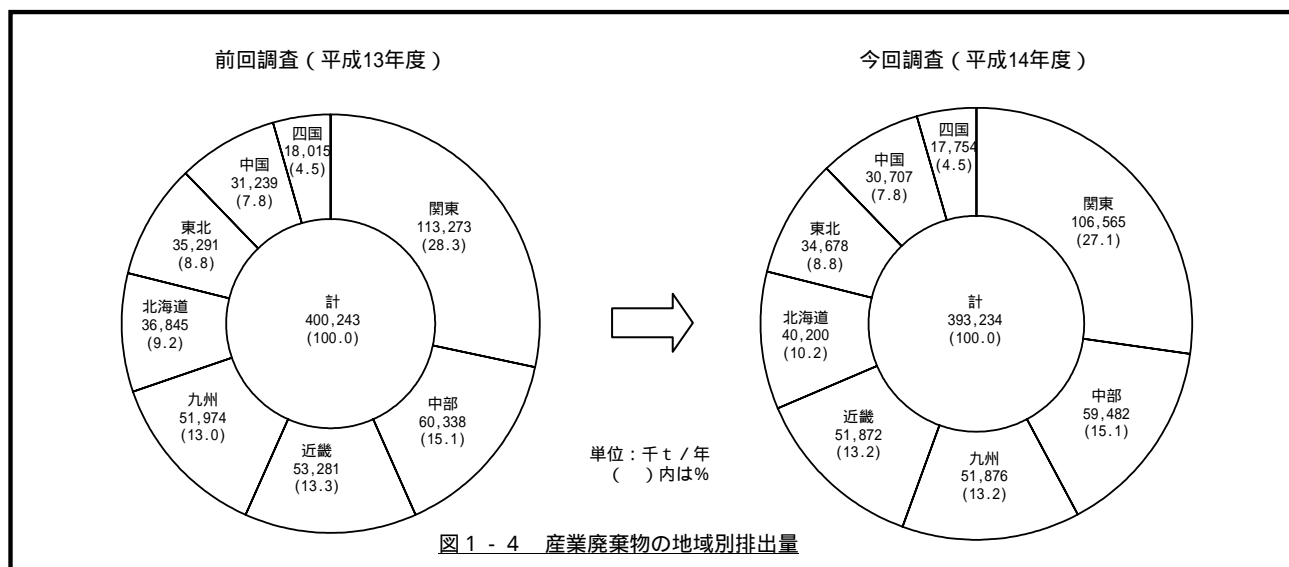


図1-4 産業廃棄物の地域別排出量

* 都道府県単位の合計値と全国値が一致しない項目（動物のふん尿等）があるため、地域別排出量の合算値と全国値は異なる。

表 1 - 1 産業廃棄物の業種別排出量

業 種 排出量(千t)	平成13年度		平成14年度	
	排出量(千t)	割合(%)	排出量(千t)	割合(%)
農 業	90,430	22.6	90,147	22.9
林 業	0	0.0	0	0.0
漁 業	29	0.0	14	0.0
鉱 業	13,772	3.4	12,409	3.2
建 設 業	76,151	19.0	73,510	18.7
製 造 業	122,817	30.7	122,551	31.2
食 料 品 製 造 業	10,829	2.7	10,104	2.6
飲 料・た ば こ・飼 料	4,682	1.2	4,743	1.2
織 維 工 業	1,127	0.3	1,046	0.3
衣 服・そ の 他 の 織 維 製	109	0.0	100	0.0
木 材 ・ 木 製 品	1,634	0.4	1,439	0.4
家 具 ・ 装 備 品	332	0.1	303	0.1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	27,138	6.8	30,402	7.7
印 刷 ・ 同 関 連	1,173	0.3	1,175	0.3
化 学 工 業	16,887	4.2	16,792	4.3
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	1,259	0.3	1,428	0.4
プ ラ ス チ ッ ク 製	928	0.2	964	0.2
ゴ ム 製 品	361	0.1	362	0.1
な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮	90	0.0	96	0.0
窯 業 ・ 土 石 製 品	12,174	3.0	10,862	2.8
鉄 鋼 業	26,450	6.6	26,503	6.7
非 鉄 金 属	3,994	1.0	3,732	0.9
金 属 製 品	3,479	0.9	3,266	0.8
一 般 機 械 器 具	1,743	0.4	1,418	0.4
電 気 機 械 器 具、情 報 通 信 機 械 器 具、電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	4,251	1.1	3,617	0.9
輸 送 用 機 械 器 具	3,791	0.9	3,862	1.0
精 密 機 械 器 具	169	0.0	155	0.0
そ の 他	215	0.1	182	0.0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	93,145	23.3	89,743	22.8
情 報 通 信 業、運 輸 業	871	0.2	1,152	0.3
卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1,478	0.4	1,526	0.4
医 療 ・ 福 祉	273	0.1	260	0.1
教 育、学 習 支 援 業、複 合 サ ー ビ ス 業、サ ー ビ ス 業	1,257	0.3	1,900	0.5
公 務	21	0.0	23	0.0
合 計	400,243	100.0	393,234	100.0

* 各業種の産業廃棄物排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

* 平成13年度値について、日本標準産業分類の改訂に伴い業種区分を変更した。旧産業分類と相違する業種区分については産業活動指標等から当該業種の排出量を推計した。

表 1 - 2 産業廃棄物の種類別排出量

種 類	平成 1 3 年度		平成 1 4 年度	
	排出量 (千t)	割合 (%)	排出量 (千t)	割合 (%)
燃 え 殻	1,941	0.5	1,782	0.5
汚 泥	186,895	46.7	182,438	46.4
廃 油	3,089	0.8	3,185	0.8
廃 酸	2,822	0.7	2,681	0.7
廃 アルカリ	1,528	0.4	1,492	0.4
廃 プラスチック類	5,473	1.4	5,552	1.4
紙 く ず	2,159	0.5	2,096	0.5
木 く ず	5,357	1.3	4,963	1.3
織 維 く ず	78	0.0	70	0.0
動植物性残渣	4,110	1.0	4,477	1.1
動物系固形不要物	-	-	203	0.1
ゴ ム く ず	38	0.0	37	0.0
金 属 く ず	8,233	2.1	7,684	2.0
ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	4,605	1.2	4,545	1.2
鋳 さ い	16,350	4.1	16,249	4.1
が れ き 類	57,096	14.3	55,365	14.1
動物のふん尿	90,094	22.5	89,799	22.8
動物の死体	191	0.0	211	0.1
ば い じ ん	10,183	2.5	10,406	2.6
合 計	400,243	100.0	393,234	100.0

* 各種類の産業廃棄物排出量は四捨五入してあるため、合算した値は合計値と異なる場合がある。

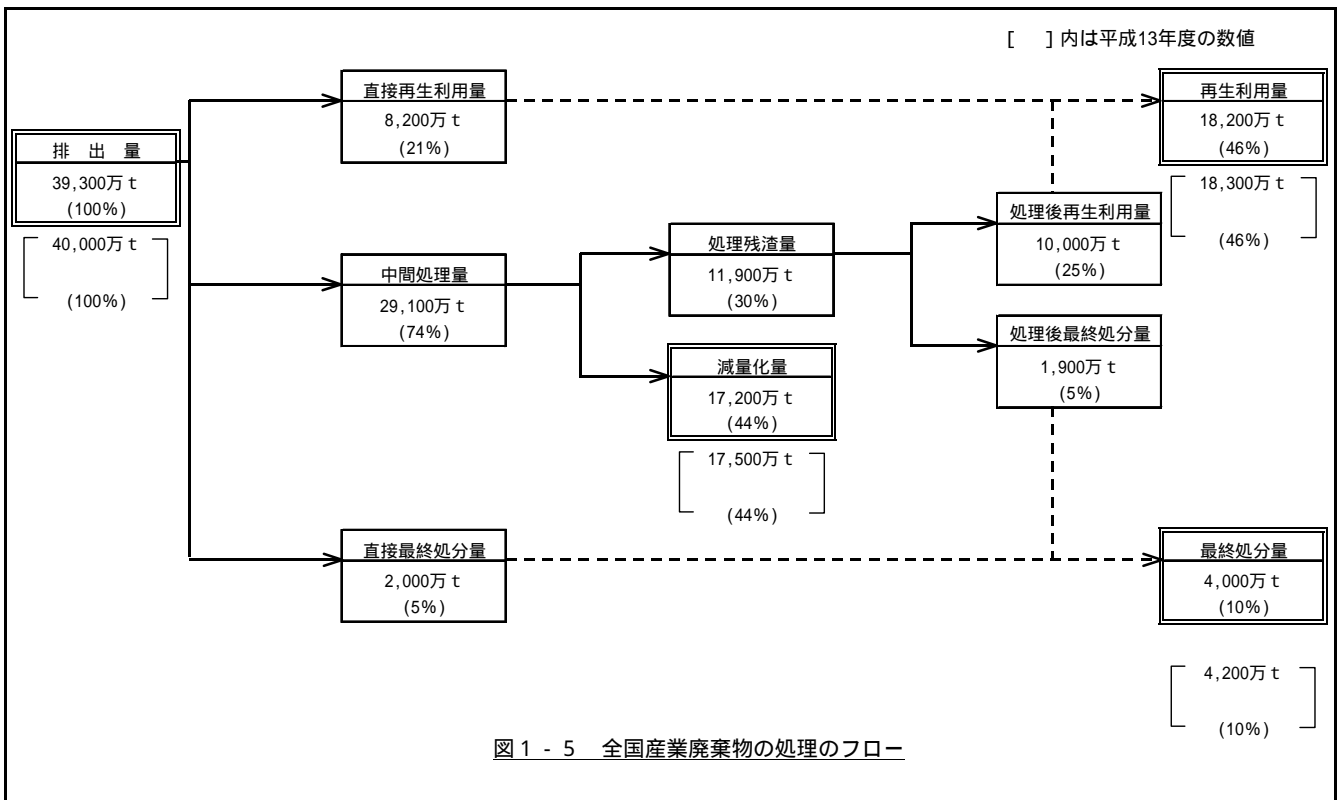
2) 産業廃棄物の処理状況

処理フロー

総排出量約3億9,300万トンのうち、中間処理されたものは約2億9,100万トン(全体の74%)、直接再生利用されたものは約8,200万トン(同21%)、直接最終処分されたものは約2,000万トン(同5%)となっている。

また、中間処理された産業廃棄物は、約1億1,900万トンまで減量化された上で、再生利用(約10,000万トン)または最終処分(約1,900万トン)されている。

最終的には、排出された産業廃棄物全体の46%にあたる約1億8,200万トンが再生利用され、10%にあたる約4,000万トンが最終処分されている(図1-5参照)。



*各項目量は、四捨五入してあるため、収支が合わない場合がある。

総排出量、再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移

産業廃棄物の再生利用量、減量化量及び最終処分量の推移を図1 - 6に示す。

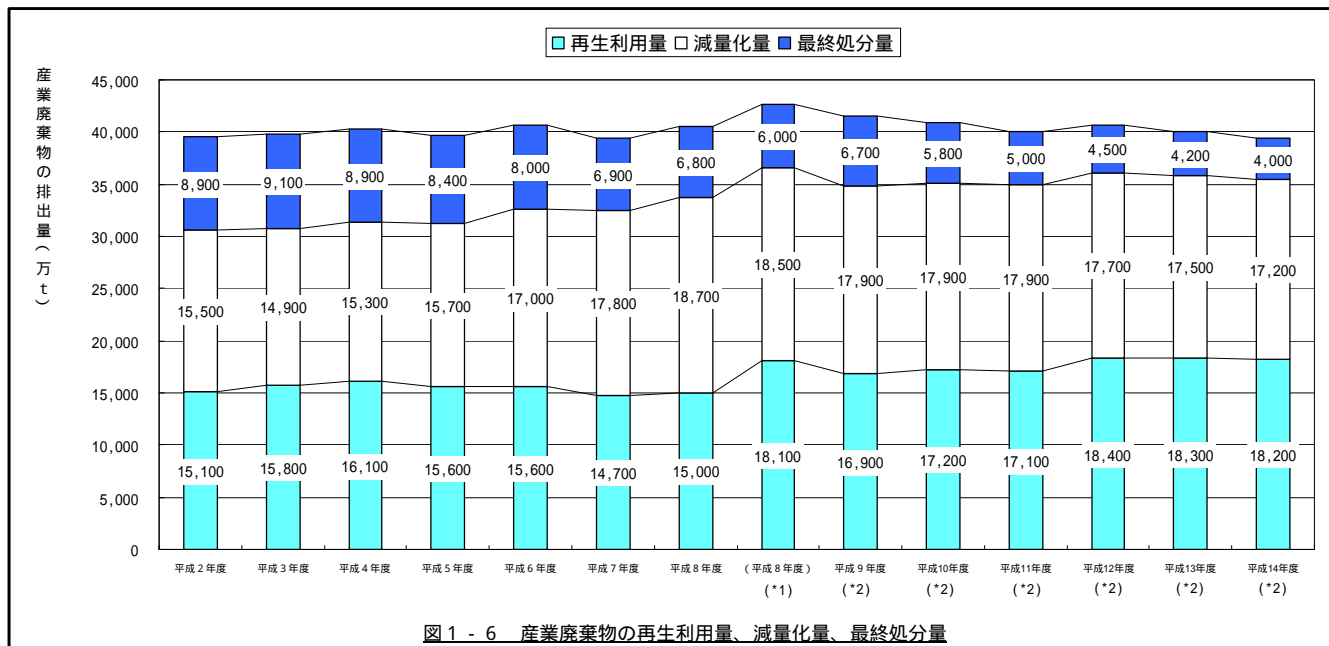


図1 - 6 産業廃棄物の再生利用量、減量化量、最終処分量

*1 「廃棄物の減量化の目標量」(平成11年9月28日政府決定)における平成8年度の数値を示す。

*2 平成9年度以降の排出量は*1と同様の算出方法を用いて算出している。

産業廃棄物の種類別の処理状況

産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率が高いものは、動物のふん尿（94%）、がれき類（84%）、金属くず（83%）、鉱さい（79%）等であり、逆に再生利用率が低いものは、污泥（8%）、ゴムくず（11%）、繊維くず（13%）等である。

最終処分の比率が高い廃棄物は、ゴムくず（64%）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（52%）、廃プラスチック類（44%）、燃え殻（38%）等である（図1-7参照）。

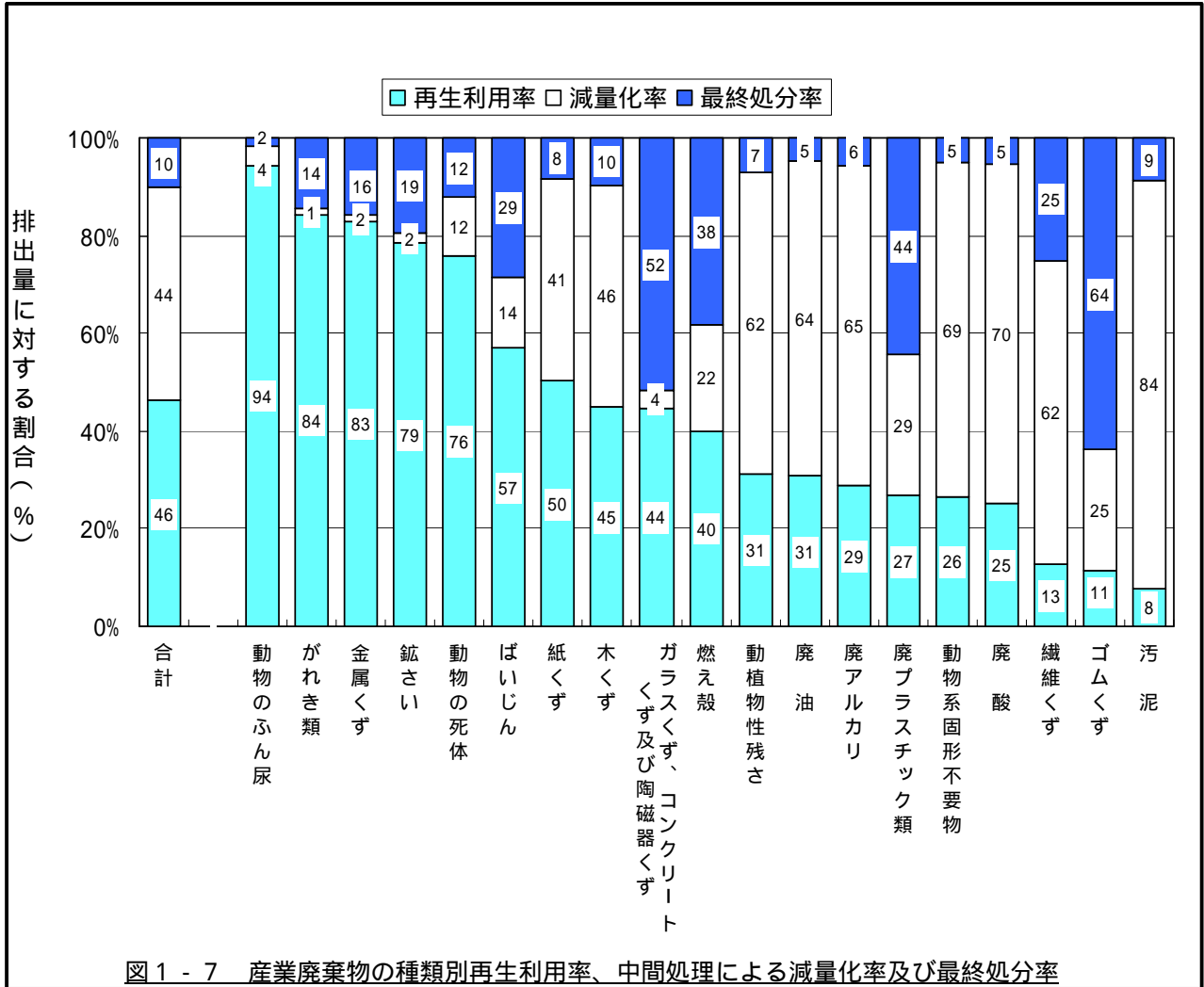


図1-7 産業廃棄物の種類別再生利用率、中間処理による減量化率及び最終処分率

．産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

(1) 最終処分場の残存容量 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

産業廃棄物行政組織等調査の集計結果によると、最終処分場の残存容量は約 18,178 万 m³ であり、前年度から約 237 万 m³ (約 1%) 増加した。

表 2 - 1 最終処分場の残存容量 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

(単位:m³)

最 終 処 分 場		残 存 容 量
遮断型処分場		28,827 (29,482)
安定型処分場	総 数	73,089,667 (76,095,991)
管理型処分場	総 数	108,663,459 (103,282,899)
	うち海面埋立	40,900,210 (30,028,820)
計		181,781,953 (179,408,373)

1. 法第 15 条第 1 項の許可を受けた施設である。
2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

平成 14 年度の最終処分量 (図 1 - 5 参照) 及び平成 15 年 4 月 1 日現在の最終処分場の残存容量 (表 2 - 1 参照) から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 4.5 年と前年度と同様に厳しい状況にある。

なお、仮に首都圏及び近畿圏で発生した産業廃棄物を、それぞれの圏域内で最終処分するとすれば、残余年数はそれぞれ 1.7 年、3.6 年となる。

表 2 - 2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数 (平成 15 年 4 月 1 日現在)

区 分	最終処分量 (万 t)	残存容量 (万 m ³)	残余年数 (年)
全 国	4,000 (4,200)	18,178 (17,941)	4.5 (4.3)
(参考) 首都圏	1,104 (1,210)	1,838 (1,316)	1.7 (1.1)
近畿圏	528 (559)	1,901 (1,204)	3.6 (2.2)

1. 残余年数 = 残存容量 / 最終処分量とする。(t と m³ の換算比を 1 とする)
2. () 内は、前年度の調査結果である。
3. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
4. 首都圏、近畿圏の産業廃棄物の最終処分量は 4,000 万 t × 27.6% (首都圏)、13.2% (近畿圏) (平成 14 年度排出量の比率) とした。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

